

指定管理者募集要項概要（公募）

施設名	室蘭市B&G海洋センター
担当部課	教育部生涯学習課
申込資格	<p>「室蘭市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱」第3の3第3号ア及びイによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室蘭市内に事務所があること ・団体であること ・指定管理者の指定の取り消し又は停止を受けていないこと ・本市市税を滞納していない者であること ・B&G財団が指定する「センター・インストラクター」の資格を有する者を常勤で原則1名以上、「インストラクター」又は「リーダー」を原則2名以上配置できること等
申込期間	令和5年7月3日～8月31日
選定基準	<p>室蘭市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条の定めによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の平等利用が確保されること。 ・管理等の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。 ・管理等の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること、又はその確保が可能であること。 ・収支計画書の内容が、施設の管理経費の削減が図られるものであること。
管理の基準	<p>「室蘭市B&G海洋センター条例」及び「室蘭市B&G海洋センター条例施行規則」による。</p> <p>海洋性スポーツ・レクリエーションを通じて、市民の健康増進及び青少年の健全育成を図ること。</p> <p>○開館期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年（ヨットの出艇期間は5月1日から10月31日） <p>○開館時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前9時から午後9時 <p>○休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは開館することとし、この場合において、その日後の土曜日、日曜日及び休日を除く最も近い開館日を休館日とする。） ・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
業務の範囲	<p>「室蘭市B&G海洋センター条例」、「室蘭市B&G海洋センター条例施行規則」及び「管理仕様書」による。</p> <p>○主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の入場、使用等に関する業務 ・施設の運営に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務 ・施設の安全対策に関する業務
利用料金制度	有・無
市の費用支出	<p>委託料＝管理費用(※)－（利用料金＋事業収入）</p> <p>(※)ここで言う「管理費用」とは、市が設定した同費用額を参考にして団体と協議し定めた額を指す</p>
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
その他 特記事項	